

特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き

登録申請書の内容確認にあたっては、少なくとも以下の事項に留意するものとする。

1. 申請者（事業者）情報

【事業者名】

- ・登録要領の別添1の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。
- ・法人種別（株式会社、公益財団法人等）が正しく入力されていること。個人事業主の場合は氏名が入力されていること。
- ・公設機関において、指定管理者制度等を用いて運営委託している場合は、事業者名に府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

法人名、商号については、登記簿等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

【代表者氏名】

- ・代表者氏名が正しく入力されていること。特に、個人事業主の場合は、事業者名に続き、再度、個人事業主の氏名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長等）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

【産業医の選任の有無】

- ・事業所情報の備考欄に記載された申請事業者の全従業者数が50人未満である場合など、産業医の選任について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、産業医の選任の有無を確認する。なお、事業の種類が、社会保険・社会福祉・介護事業である場合は、産業医の選任が要件ではないため、確認不要である。

（参考：入力の手引き）

労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任している場合は「産業医の選任の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、産

業医を選任していない場合は登録申請の対象とならない。

なお、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する登録申請事業者は、産業医の選任は不要である。

【業務継続計画の有無】

- ・BCPが作成されていないという情報があった場合など、BCPの作成について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、BCPの作成の有無を確認する。

(参考：入力の手引き)

業務継続計画を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録申請の対象とならない。

【許認可番号】

- ・登録申請事業者が実在する事業者であること。例えば、提出された登録申請書の中から、一部を無作為抽出するなどして、許認可を受けて事業を実施している場合は、許認可番号、その他の事業については、登記簿に記載されている会社法人等番号により、事業者の存在確認を行う。

(参考：入力の手引き)

登録申請事業者の許認可番号（許認可番号がない業種にあつては、会社法人等番号）を入力する。

【備考欄（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）】

- ・国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（公設機関の開設者）であつて、「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」が入力されている場合に、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨が入力されていること。

(参考：入力の手引き)

公設機関が、4（3）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。ただし、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する場合は、産業医の選任についての入力は不要である。

2. 事業の種類情報

【登録対象業務の従業者数】

- ・申請事業者の登録対象業務の従業者数が、申請事業者の全従業者数を下回っていること。また、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大（概ね2倍を超える場合）となっていないこと。

【備考欄】

- ・内訳として入力された業務の中に、登録対象業務以外の業務が含まれていないこと。
(参考：入力の手引き)
登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力する。

3. 接種場所情報

- ・接種場所については、申請時点において必ず決定されていること。接種場所が未確保の申請事業者については、確保してからの登録申請となる。